平成２８年（フ）第２１２号
静岡県沼津市平沼615番地　エムステージ伊山Ａ－308
債務者　鈴木　妙子
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第２２０号
静岡県伊東市松原湯端町４番17号　石井マンション302号、前住所静岡県伊東市湯川691番地の44
債務者　加藤世里香
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第２２１号
静岡県駿東郡長泉町下長窪562番地の９
債務者　藤田　吉昭
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１１８号
静岡県富士宮市大中里1861番地の２
債務者　後藤　紫野
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第４９号
静岡県富士宮市山本447番地の８
債務者　上原　仁美
1　決定年月日時　平成28年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第１４７号
静岡県富士市横割３丁目３番13号　ふじみや荘６号
債務者　深澤みち江
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第１３０号
愛知県一宮市大和町苅安賀字北川田1158番地２　グリーンライフ苅安賀２－Ｂ
債務者　野田　忠男
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第１３１号
愛知県一宮市大和町苅安賀字北川田1158番地２　グリーンライフ苅安賀２－Ｂ
債務者　野田　洋子
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第１８６号
愛知県一宮市千秋町加納馬場2033番地１　平松マンションⅡ・４－Ａ
債務者　菅原　美栄
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第６０５号
京都市伏見区深草ヲカヤ町23番地６　サポートホーム、住民票上の住所京都市伏見区醍醐高畑町１番地　醍醐中市営住宅２－401
債務者　松田　俊昭
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第６４１号
京都市右京区西京極午塚町115番地　第一東久ハイツ602
債務者　河村　奈々
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第６８１号
京都府八幡市男山八望２番地－Ｃ21－501、前住所京都府八幡市八幡神原111番地の16
債務者　村井由美子
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５０号
兵庫県小野市神明町692番地　フェリスカーザ102号
債務者　長谷川寛行
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２８年（フ）第１８５号
沖縄県浦添市牧港２丁目47番３－201号　比嘉アパート
債務者　當山　洋子
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月29日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第２１２号
沖縄県浦添市牧港３丁目38番３号
債務者　運天　和子
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月29日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第５７号
茨城県日立市多賀町５丁目５番15―101号
債務者　船越　一美
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第５１３号
神戸市北区南五葉３丁目７番19号メゾンドスズラン101、従前の住所神戸市北区鈴蘭台西町５丁目16番２－701号
債務者　泉　　和一
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部